

【サービス別】各種委員会の開催回数、研修及び訓練の実施回数について

		訪問系サービス ※1	通所系サービス ※2	短期入所・多機能系 サービス ※3	居住系サービス ※4	施設系サービス ※5	備考
委員会	身体拘束等適正化委員会	—	—	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	他の委員会と一体的に設置・運営することは差し支えない。 ただし、委員会の開催にあたっては、それぞれの委員会で検討すべき内容について議論をし、それぞれの委員会ごとに記録を作成すること。 記録は全ての職員に周知すること。
	虐待防止検討委員会 ※6	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	
	感染症及び食中毒対策委員会	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	
	事故発生防止検討委員会 ※6	—	—	—	—	年1回以上	
	生産性向上委員会 ※7	—	—	—	—	年1回以上	
研修	身体拘束適正化研修	※8	※8	年2回以上	年2回以上	年2回以上	同日に複数の研修をすることは差し支えない。 ただし、それぞれの内容について研修したことがわかるように記録を作成すること。 また、研修に参加できなかった職員を含めて、研修資料や記録の供覧などを行い、情報共有の漏れがないように工夫すること。
	虐待防止研修	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	
	感染対策研修	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	
	※9 BCP研修 ※10	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	
	事故防止研修	—	—	—	—	年2回以上	
訓練	感染対策訓練	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	同じ項目の訓練を研修と同日に実施することは差し支えない。 訓練に参加できなかった職員を含めて、訓練の内容がわかる資料を供覧するなどを行い、情報共有の漏れがないように工夫すること。
	防災訓練		年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	
	BCP訓練 ※10	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	

※1 訪問介護（総合事業含む）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援

*居宅療養管理指導、居宅介護支援及び介護予防支援に係る感染対策委員会は、事業所の従業者が1名であって、感染症予防のための指針が整備されている場合は、委員会を開催しないことも差し支えない。

※2 通所介護・地域密着型通所介護（総合事業含む）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション

※3 短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護

※4 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

※5 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

※6 基準では「定期的に開催する」となっているが、制度の性質上「年1回以上」とする。

※7 令和9年3月31日までは努力義務。ただし、当該委員会の開催が加算要件になっている場合がある。

※8 基準では研修の開催は定められていないが、「年1回以上」することが望ましい。

※9 上記研修以外にも、取得している加算の要件として実施が求められる研修（看取りに関する研修、入浴介助に関する研修など）については、計画的に実施すること。

※10 「BCPの研修・訓練についての基準省令上の解釈」を参照してください。